

平成30年度 第3回

国民健康保険運営協議会議案

日時 : 平成31年2月5日(火) 午後6時30分～

場所 : 帯広市役所10階第6会議室

日 程

1 開会

2 部長挨拶

3 議事

1. 諮問

(1) 国民健康保険料賦課限度額の改定について

(2) 国民健康保険料の賦課割合の改定について

2. 平成31年度国民健康保険会計予算(案)について

3. その他

4 閉会

目 次

1 諮問

- (1) 国民健康保険料賦課限度額の改定について 1
- (2) 国民健康保険料の賦課割合の改定について 2

2 平成31年度国民健康保険会計予算(案)について

- (1) 平成31年度における主な制度改正について 3
- (2) 被保険者数について 4
- (3) 医療費について 5
- (4) 保険料収納率について 6
- (5) 医療費適正化対策について 7
- (6) 国民健康保険事業費納付金について 8
- (7) 1人当たり保険料について 9
- (8) 都道府県単位化に伴う帯広市における対応について 11

1 諮問

(1)国民健康保険料賦課限度額の改定について

国民健康保険料賦課限度額について、中間所得者層の負担を軽減し、被保険者間の負担の公平を図る観点から、**法定限度額の改定にあわせ賦課限度額を改定**しようとするものです。

	改正前		改正後		改正額	
		法定限度額		法定限度額		法定限度額
医療保険分	58万円	58万円	61万円	61万円	3万円	3万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	19万円	19万円	-	-
介護納付金分	16万円	16万円	16万円	16万円	-	-
計	93万円	93万円	96万円	96万円	3万円	3万円

適用年月日

平成31年4月1日

※平成31年度分の保険料から適用

○法定限度額改定の考え方

国保料(税)の賦課(課税)限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げている。
平成31年度においては、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮し、医療保険分を3万円を引上げる。(後期高齢者支援金分・介護納付金分は据え置く)

○法定限度額・帯広市賦課限度額の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
医療保険分	帯広市	51万円	52万円	54万円	54万円	58万円	61万円
	法定	51万円	52万円	54万円	54万円	58万円	61万円
後期高齢者支援金分	帯広市	16万円	17万円	19万円	19万円	19万円	19万円
	法定	16万円	17万円	19万円	19万円	19万円	19万円
介護納付金分	帯広市	14万円	16万円	16万円	16万円	16万円	16万円
	法定	14万円	16万円	16万円	16万円	16万円	16万円
合計	帯広市	81万円	85万円	89万円	89万円	93万円	96万円
	法定	81万円	85万円	89万円	89万円	93万円	96万円

(2)国民健康保険料の賦課割合の改定について

平成29年度までの帯広市の賦課割合は、所得割:均等割:平等割＝50:30:20としていましたが、平成30年度からの新たな制度においては、帯広市の所得の水準などにより賦課割合が変化することになります。

国のガイドライン及び北海道国民健康保険運営方針においては、**将来的に保険料水準の統一を目指すこととされており、そのためには北海道が示す標準保険料率の賦課割合に合わせていくことが必要**となります。

一方、賦課割合を変更することは、世帯構成や所得水準により負担が増加する世帯、減少する世帯が発生することになるため、急激な変更は避けるべきであり、国からも制度移行時における個々の世帯単位での保険料負担の変化を抑制するよう要請されています。

これらの状況を踏まえ、北海道国民健康保険運営方針において保険料水準の統一を図る目標とされている激変緩和が終了する平成36年度に、標準保険料率と同様の賦課割合となるよう、段階的に賦課割合を改定することとし、「国民健康保険料水準の統一に向けた保険料賦課割合改定に関する方針」(平成30年2月16日市長決裁)を定めました。

この方針に基づき、平成31年度の保険料賦課割合を改定しようとするものです。

	所得割	均等割	平等割
改正前	50	30	20
改正後	50	31	19
改定幅	0	1	△1
(参考)標準保険料率	47	37	16

適用年月日

平成31年4月1日

※平成31年度分の保険料から適用

○改定方針における平成30年度から平成36年度までの各年度の賦課割合

	所得割	均等割	平等割	備考
旧政令基準	50	35	15	
平成29年度まで	50	30	20	平成4年度に国保税から国保料に移行した際、多人数世帯の保険料負担に配慮し、政令基準より均等割を引き下げ、平等割を引き上げ
目指すべき割合	47	37	16	標準保険料率の賦課割合
平成30年度	50	30	20	激変回避のため平成29年度と同率とする
平成31年度	50	31	19	
平成32年度	49	32	19	激変緩和終了時の平成36年度に目指すべき割合となるよう、運営方針における激変緩和期間を通じ、段階的に賦課割合を調整
平成33年度	49	33	18	
平成34年度	48	35	17	
平成35年度	47	36	17	
平成36年度	47	37	16	

○保険料の賦課割合とは

国民健康保険料は、所得に応じた負担(所得割)、被保険者1人当たりの負担(均等割)、世帯あたりの負担(平等割)の合計により算定されますが、それぞれの区分でどの程度の負担を求めるか、負担割合を保険料の賦課割合として条例で規定しています。

2 平成31年度国民健康保険会計予算(案)について

(1) 平成31年度における主な制度改正について

平成31年度における主な制度改正は次のとおりです。

①保険料法定軽減基準額の見直し

低所得者に対する保険料法定軽減について、物価の上昇に対応し、本来対象とすべき世帯が引き続き対象になり続けるよう、5割軽減及び2割軽減対象世帯の所得基準額を引き上げます。

	改正前	改正後
5割軽減	330,000円 + 275,000円 × 被保険者数	330,000円 + 280,000円 × 被保険者数
2割軽減	330,000円 + 500,000円 × 被保険者数	330,000円 + 510,000円 × 被保険者数

②旧被扶養者に対する保険料減免期間の見直し

被用者保険加入者が75歳に到達し被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった者が国民健康保険の被保険者となる場合、これまで保険料を負担していなかった者が新たに保険料を負担することになります。後期高齢者医療制度においては、その保険料負担を軽減するための軽減制度があり、国民健康保険においても国の通知により同様に保険料の減免を行っています。

後期高齢者医療制度における保険料軽減措置では、本則では被扶養者であった者(旧被扶養者)が資格取得した日の属する月から2年間保険料を軽減する制度となっていますが、制度改正時における経過措置として、保険料の軽減期間を当分の間として2年間に限らず軽減することとされており、国民健康保険においても国の通知に基づき同様の取り扱いとしておりました。

平成31年度から後期高齢者医療制度の保険料軽減措置について、応益割(均等割)の減免期間を本則の2年間とする見直しが行われる予定です。国民健康保険料の減免措置についても、後期高齢者医療制度と同様に見直すとの国の通知があったことから、応益割(均等割・平等割)の減免期間を資格取得の日の属する月から2年間に見直すものです。

区分	減免割合	現 行	平成31年4月1日以降
所得割	全額減免	資格取得日の月から2年間とするところを、 当分の間、減免適用	現行を継続
均等割	最大5割減免		資格取得日の月から2年間
平等割			

○旧被扶養者の減免件数の推移

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	40	39	31	33	25

※平成30年度は12月末現在の件数

(2) 被保険者数について

被保険者数は、被用者保険へ加入する者の増加などにより、平成24年度以降減少傾向であり、この傾向は平成31年度も継続するものと考えられます。

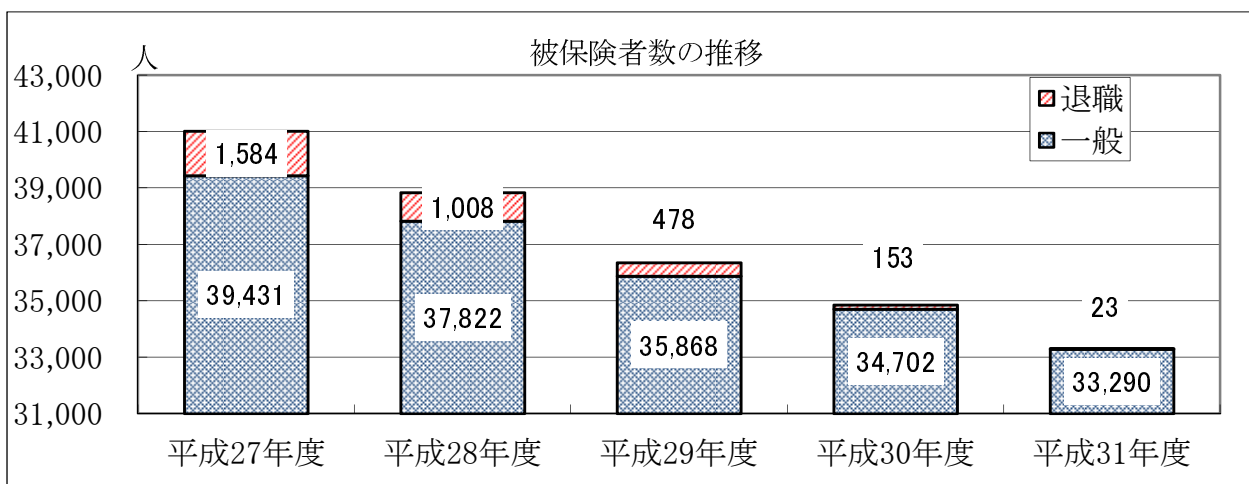
平成31年度は、平成30年度に比べ世帯数が893世帯、被保険者数が1,542人減少するものと推計しています。近年ほぼ同程度で推移してきた65歳以上の被保険者（前期高齢者）は、若干減少する見込みですが、全体の減少率に比べ減少幅が小さいため、被保険者に占める高齢者の割合は高まっていく見込みです。

また、退職者医療制度の経過措置の廃止により、退職被保険者数が大幅に減少するものと推計しています。

(単位:世帯、人、%)

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
						前年比	増減率
世帯数		25,475	24,479	23,310	22,520	21,627	△ 893 △4.0
被保険者数		41,015	38,830	36,346	34,855	33,313	△ 1,542 △4.4
一般		39,431	37,822	35,868	34,702	33,290	△ 1,412 △4.1
未就学		1,359	1,224	1,061	979	888	△ 91 △9.3
就学～64歳		22,753	21,314	19,827	18,915	17,778	△ 1,137 △6.0
前期高齢者		15,319	15,284	14,980	14,808	14,624	△ 184 △1.2
65歳～69歳		7,929	8,101	7,772	7,370	7,025	△ 345 △4.7
70歳以上一般		7,053	6,885	6,927	7,153	7,316	163 2.3
70歳以上現役並		337	298	281	285	283	△ 2 △0.7
退職		1,584	1,008	478	153	23	△ 130 △85.0
介護2号被保険者		14,290	13,307	12,186	11,405	10,696	△ 709 △6.2
1世帯当たり被保険者数		1.61	1.59	1.56	1.55	1.54	△ 0.01 △0.6
前期高齢者の割合		37.35	39.36	41.21	42.48	43.90	1.42 3.3
市全体	世帯数	85,924	86,670	87,034	87,671		
	人口	167,870	167,560	166,867	166,889		
加入率	世帯	29.65	28.24	26.78	25.69		
	人口	24.43	23.17	21.78	20.89		

※平成27～29年度:決算 平成30年度:決算見込 平成31年度:予算推計



(3) 医療費について

平成31年度の医療費については、国の予算編成時における伸び率を参考に被保険者1人当たり医療費の伸びを約2.6%増として推計しています。

医療費総額については、1人当たり医療費は増加するものの、被保険者数が大きく減少するため、前年対比で約1.92%減の132億円程度と推計しています。

○医療費(療養諸費)の推移

(単位:千円、%)

区分	年度					平成31年度	前年比	増減率
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
全体	14,232,190	13,885,697	13,271,363	13,462,073	13,203,494	△ 258,579	△1.92	
一般	13,524,139	13,398,759	13,000,311	13,359,910	13,185,467	△ 174,443	△1.31	
未就学	341,204	340,087	257,724	293,320	266,056	△ 27,264	△9.29	
64歳以下	5,873,133	5,683,681	5,380,028	5,642,090	5,660,356	18,266	0.32	
前期高齢者	7,309,802	7,374,991	7,362,559	7,424,500	7,259,055	△ 165,445	△2.23	
69歳以下	3,124,609	3,331,410	3,278,367	3,220,563	3,083,619	△ 136,944	△4.25	
70歳以上一般	4,006,805	3,896,048	3,925,678	4,062,813	4,035,303	△ 27,510	△0.68	
70歳以上現役並	178,388	147,533	158,514	141,124	140,133	△ 991	△0.70	
退職	708,051	486,938	271,052	102,163	18,027	△ 84,136	△82.35	

○1人当たり医療費(療養諸費)の推移

(単位:円、%)

区分	年度					平成31年度	前年比	増減率
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
全体	347,000	357,602	365,140	386,231	396,347	10,116	2.62	
一般	342,982	354,258	362,449	384,990	396,079	11,089	2.88	
未就学	251,070	277,849	242,906	299,612	299,612	0	0.00	
64歳以下	258,126	266,664	271,349	298,287	318,391	20,104	6.74	
前期高齢者	477,172	482,530	491,493	501,384	496,380	△ 5,004	△1.00	
69歳以下	394,073	411,235	421,818	436,983	438,949	1,966	0.45	
70歳以上一般	568,099	565,875	566,721	567,987	551,572	△ 16,415	△2.89	
70歳以上現役並	529,341	495,077	564,107	495,170	495,170	0	0.00	
退職	447,002	483,074	567,054	667,731	783,783	116,052	17.38	

※療養諸費:入院+入院外+歯科+調剤+療養費

※平成27~29年度:決算 平成30年度:決算見込 平成31年度:予算推計

(4) 保険料収納率について

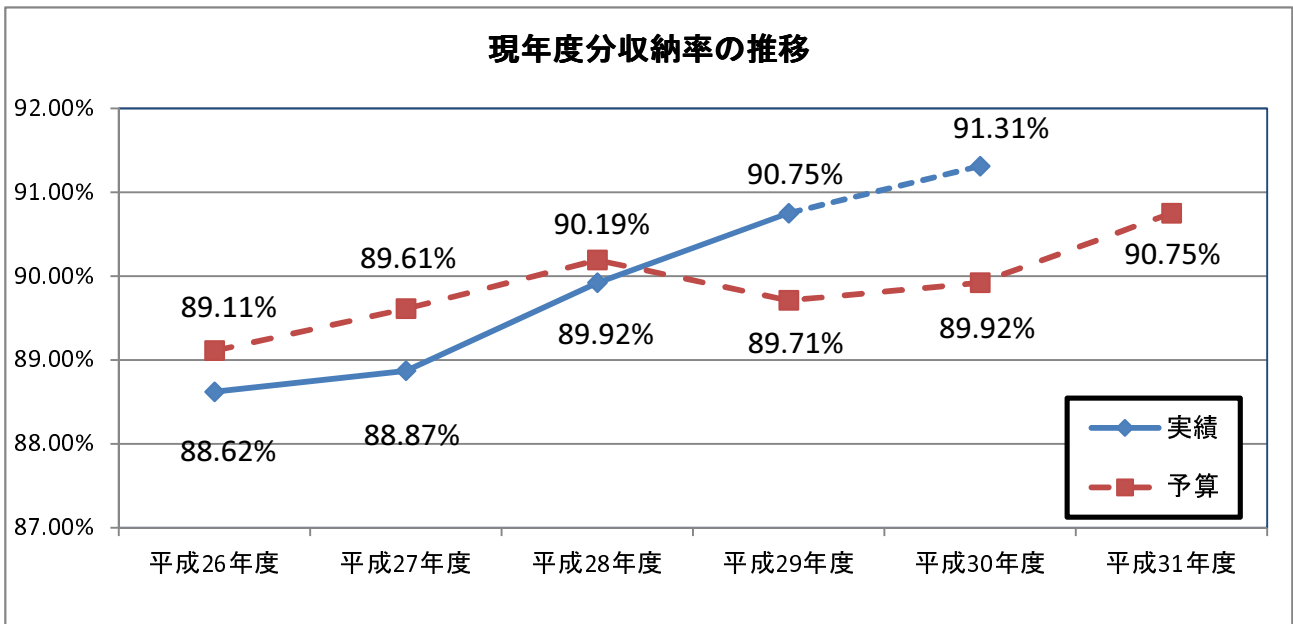
① 予算における保険料収納率の設定

収納率の予算と実績との乖離は決算時における赤字要素となることから、達成見込みの低い単純な目標収納率ではなく、達成が見込める率で予算計上する必要があります。

達成が見込める率としては、標準保険料率算定の収納率（標準的な収納率）がありますが、直近3カ年の平均収納率（89.85%）で見込まれており、平成29年度実績（90.75%）を大きく下回るため、そのまま予算上の収納率とすることは適当ではありません。

そのため、平成31年度予算においては、平成29年度決算における実績収納率で予算計上することとしております。

○ 現年度分保険料収納率の推移



※平成30年度の実績は、12月時点における見込み

② 収納率向上対策について

保険料収納率は年々上昇しておりますが、平成29年度決算においては、道内主要10市中、低いほうから2番目で前年度（低い方から4番目）より順位を落としています。国民健康保険運営の安定化・負担の公平性を図るためにもより一層の向上が必要です。

そのため、収納率向上対策として、平成31年度は次のような取組を行います。

- ・北海道が実施する収納率向上アドバイザーの指導及び他市町村の事例を踏まえた徴収方法への取組
- ・平成29年10月に導入した「ペイジー口座振替受付サービス※1」の活用による、口座振替利用率の向上（継続）
- ・北海道が実施する実務担当者向け及び初任者向け研修会への参加によるスキルアップ（継続）

※1「ペイジー口座振替受付サービス」：専用端末で金融機関のキャッシュカードを読み取り、暗証番号を入力することで、口座振替受付の手続きが完了するサービス

(5) 医療費適正化対策について

①データヘルス計画に基づく保健事業の実施

高齢化の進展に伴い、一人当たり医療費が増加傾向にあるなど、社会保障費全般が増加傾向にあります。持続的な社会保障制度の維持・構築のため、国保においては、診療情報や健診情報等を分析し、地域課題に対応した保健事業の実施が求められています。

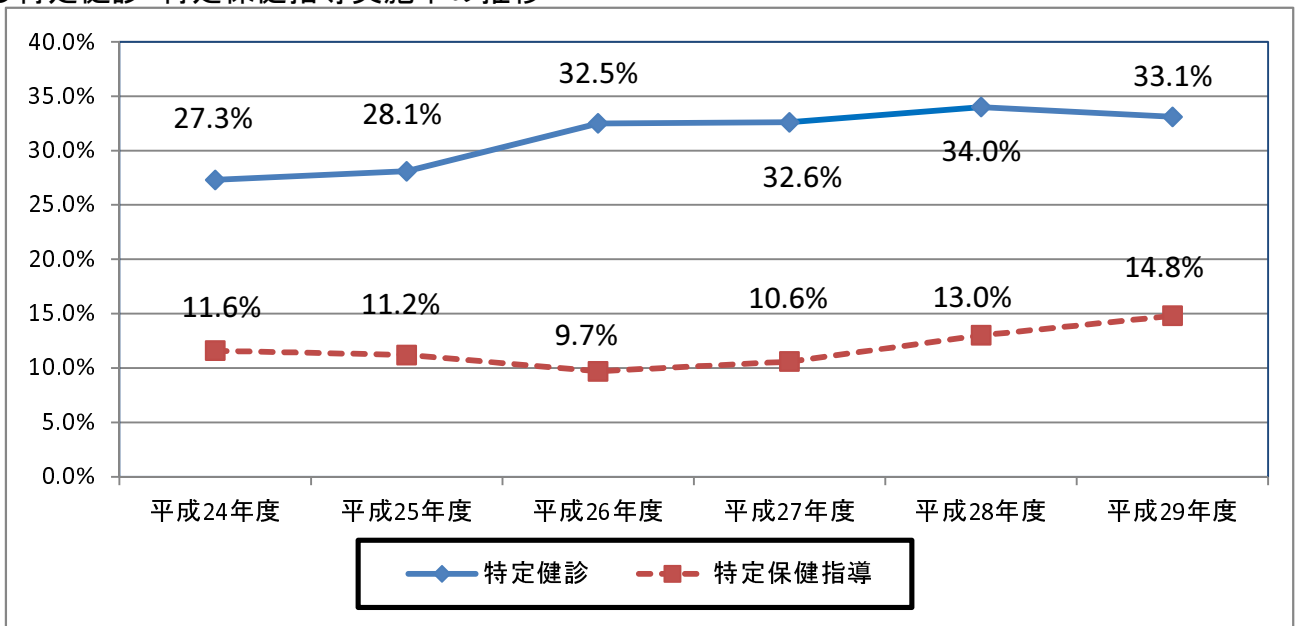
データの分析に基づいた保健事業の実施計画を「データヘルス計画」と称していますが、現在帯広市では平成29年度に、平成30年度から35年度を期間とした第二期計画を策定しました。

平成31年度については、平成30年度に引き続き、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上及び糖尿病をはじめとした生活習慣病の予防・重症化予防対策に重点的に取り組みます。

また、事業実施にあたっては、平成30年度から本格実施されている保険者努力支援制度の評価項目・指標を考慮しながら、平成30年度の実施評価を基に改善し、より効果的な取り組みとしていきます。

- ・ 健診受診歴や問診内容からタイプ分けを行い、タイプごとにより効果的な内容としたハガキによる個別受診勧奨の実施(送付件数の拡大)
- ・ 個別家庭訪問による受診勧奨(継続)
- ・ 市内各地域で健診結果説明会を開催し、保健師から保健指導該当者へ直接指導・受診の働きかけを実施(継続)

○特定健診・特定保健指導実施率の推移



②保険給付の適正化対策の実施

増加する医療費を抑制するための医療費適正化対策として、医療費通知の実施、重複頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者求償事務などの保険給付の適正化にも取り組みます。平成31年度については、これまでの取組を継続します。

○平成31年度の主な取組

- ・ 重複頻回受診、重複服薬者への指導の実施(対象者の拡大)
- ・ ジェネリック医薬品差額通知の実施などによる利用促進(継続)
- ・ 第三者求償事務の国保連への一部委託による体制強化(充実)
- ・ 医療費通知の実施(継続)

(6) 国民健康保険事業費納付金について

北海道全体で必要となる保険給付費の総額から国や道の負担分や他の健康保険からの交付金などを控除した額が、北海道全体で保険料などで集めるべき額である「納付金」の総額となります。

「納付金」は全道市町村の被保険者の所得、被保険者数、世帯数や医療費水準など考慮して各市町村が負担すべき金額が決定されます。

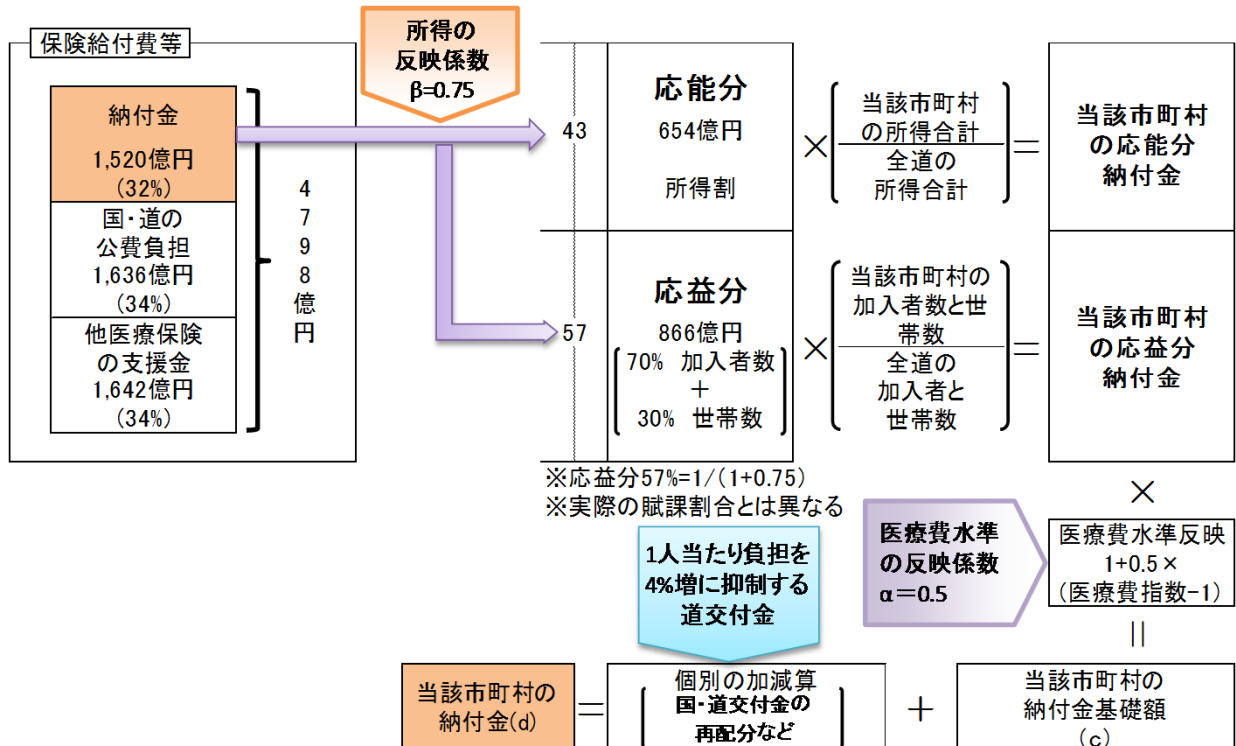
平成31年1月21日に北海道から通知のあった、平成31年度に帯広市が負担すべき「納付金」は次のとおりとなっています。

	平成30年度	平成31年度	増減	増減率
納付金(千円)	4,478,438	4,411,789	△ 66,649	△1.49%
医療分	3,183,908	3,196,530	12,622	0.40%
後期支援金分	949,550	899,118	△ 50,432	△5.31%
介護納付金分	344,980	316,141	△ 28,839	△8.36%
1人当たり納付金(円)	148,448	154,338	5,890	3.97%
医療分	91,316	97,277	5,961	6.53%
後期支援金分	27,233	27,362	129	0.47%
介護納付金分	29,899	29,699	△ 200	△0.67%

医療分と後期支援金分の1人当たり納付金は、医療費の伸びなどにより増加しています。特に医療分については、平成30年度の保険給付費が予算額を大きく上回っていることを反映して大きな伸びとなっています。介護納付金分は、介護納付金の該当となる40歳から64歳の被保険者数の見込みが過大に見込まれていたものを実態に即した人数に精査したため、負担額が大きく減少しています。

一方、被保険者数は減少する見込みであるため、納付金総額は減少します。

○納付金算定のイメージ(H31仮算定2回目)



(7) 1人当たり保険料について

○標準保険料率と実際の保険料率

納付金と併せて、北海道から「標準保険料率」が提示されます。

標準保険料率は、納付金の納付に必要な保険料収入を集められるであろう保険料率として北海道が定めた算定方法に基づき機械的に算定されたものです。そのため、必ずしも適切な保険料率となっております。

帯広市では標準保険料率を参考に、標準保険料率算定では見込まれていない個別の歳入(一般会計繰入金や国・道補助金など)・歳出(保健事業費や過年度保険料還付金など)を加算し、被保険者数や収納率も実態に即したものに置き換えて、実際の保険料率を算定することとしています。

			平成30年度		
			標準保険料率	実際の保険料	差
			A	B	C:B-A
納付金			4,478,438	4,478,438	0
	医療分	①	3,183,908	3,183,908	0
	後期支援金分		949,550	949,550	0
	介護納付金分		344,980	344,980	0
個別の歳入	1,053,840		1,151,272	97,432	
個別の歳入	医療分	②	905,470	1,000,273	94,803
	後期支援金分		107,029	110,736	3,707
	介護納付金分		41,341	40,263	△ 1,078
	個別の歳出		109,247	193,794	84,547
個別の歳出	医療分	③	108,207	191,054	82,847
	後期支援金分		0	1,800	1,800
	介護納付金分		1,040	940	△ 100
	保険料収納必要額		3,533,845	3,520,960	△ 12,885
保険料収納必要額	医療分	④ ①-②+③	2,386,645	2,374,689	△ 11,956
	後期支援金分		842,521	840,614	△ 1,907
	介護納付金分		304,679	305,657	978
	収納率				0
収納率	医療分	⑤	88.95%	89.81%	0.86%
	後期支援金分		89.15%	90.22%	1.07%
	介護納付金分		87.88%	88.27%	0.39%
	賦課総額		3,974,890	3,845,404	△ 129,486
賦課総額	医療分	⑥ ④÷⑤ ※1	2,683,131	2,592,198	△ 90,933
	後期支援金分		945,060	914,240	△ 30,820
	介護納付金分		346,699	338,966	△ 7,733
	1人当たり賦課額(円)		134,106	132,255	△ 1,851
1人当たり賦課額(円)	医療分	⑦ ⑥÷ 被保険者 数	76,953	75,535	△ 1,418
	後期支援金分		27,105	26,640	△ 465
	介護納付金分		30,048	30,080	32
	(再掲)医療+支援		104,058	102,175	△ 1,883

※1 平成30年度の実際の保険料及び平成31年度の試算値については、保険料法定軽減分の補填である基盤安定繰入金について、収納率で徐さないで算定している。

○平成31年度の保険料率の見込み

平成31年度の標準保険料率における1人当たり保険料賦課額(⑦)は、納付金の増加により前年比2.98%増加します。

一方、帯広市の保険料率の試算値では、標準保険料率より被保険者数を多く見込んだこと、収納率をより高い平成29年度決算数値で設定したことなどにより、一人当たり保険料賦課額(⑦)の伸びは0.43%に抑制される見込みです。しかしながら、医療分が伸びている一方、介護分が減少していることから、介護保険料が賦課されない世帯(40歳未満のみの世帯、65歳以上のみの世帯)では、保険料負担は1.73%程度増加する見込みです。

(単位:千円)

平成31年度			増減			
標準保険料率	試算値	差	標準保険料率		確定・試算値比較	
			増減率	増減率		
D	E	F:E-D	G:D-A	G/A	H:E-B	H/B
4,411,789	4,411,789	0	△ 66,649	△1.49%	△ 66,649	△1.49%
3,196,530	3,196,530	0	12,622	0.40%	12,622	0.40%
899,118	899,118	0	△ 50,432	△5.31%	△ 50,432	△5.31%
316,141	316,141	0	△ 28,839	△8.36%	△ 28,839	△8.36%
1,031,763	1,120,948	89,185	△ 22,077	△2.09%	△ 30,324	△2.63%
896,648	981,803	85,155	△ 8,822	△0.97%	△ 18,470	△1.85%
99,448	102,548	3,100	△ 7,581	△7.08%	△ 8,188	△7.39%
35,667	36,597	930	△ 5,674	△13.72%	△ 3,666	△9.11%
97,813	191,079	93,266	△ 11,434	△10.47%	△ 2,715	△1.40%
97,813	188,409	90,596	△ 10,394	△9.61%	△ 2,645	△1.38%
0	1,870	1,870	0	-	70	3.89%
0	800	800	△ 1,040	皆減	△ 140	△14.89%
3,477,839	3,481,920	4,081	△ 56,006	△1.58%	△ 39,040	△1.11%
2,397,695	2,403,136	5,441	11,050	0.46%	28,447	1.20%
799,670	798,440	△ 1,230	△ 42,851	△5.09%	△ 42,174	△5.02%
280,474	280,344	△ 130	△ 24,205	△7.94%	△ 25,313	△8.28%
89.79%	90.84%	1.05%	0.84%	0.94%	1.03%	1.15%
90.04%	91.08%	1.04%	0.89%	1.00%	0.86%	0.95%
88.38%	88.95%	0.57%	0.50%	0.57%	0.68%	0.77%
3,875,814	3,769,210	△ 106,604	△ 99,076	△2.49%	△ 76,194	△1.98%
2,670,337	2,598,780	△ 71,557	△ 12,794	△0.48%	6,582	0.25%
888,127	861,584	△ 26,543	△ 56,933	△6.02%	△ 52,656	△5.76%
317,350	308,846	△ 8,504	△ 29,349	△8.47%	△ 30,120	△8.89%
138,104	132,821	△ 5,283	3,998	2.98%	566	0.43%
81,264	78,065	△ 3,199	4,311	5.60%	2,530	3.35%
27,028	25,881	△ 1,147	△ 77	△0.28%	△ 759	△2.85%
29,812	28,875	△ 937	△ 236	△0.79%	△ 1,205	△4.01%
108,292	103,946	△ 4,346	4,234	4.07%	1,771	1.73%

○平成31年度の保険料率の試算値(3区分合計)

平成31年度の保険料率については、おおよそ次のように試算しています。

所得割 12%前後、均等割 42,000円程度、平等割 38,000円程度

(8) 国民健康保険の都道府県単位に伴う帯広市における対応について

平成30年4月から国民健康保険制度は都道府県単位での運営となっておりますが、長年市町村単位で運営されてきた経過から、市町村間で様々な差異が生じています。各種基準や事務については、北海道が中心となって「標準例」を作成し、市町村は段階的に「標準例」に併せて、各種基準や事務の標準化・統一を図ることとなっております。帯広市における平成29年度までの状況、運営方針等の規定・取り扱い、対応の方向性、平成31年度の取組みは次のとおりです。なお、運営方針は3年毎に見直されることから、運営方針の見直しに合わせて、帯広市の対応についても再検討を行う予定です。

項目	平成29年度までの状況	運営方針等の規定・取り扱い	帯広市の方向性	平成30年度の対応	平成31年度以降の取組み	項目	
財政運営・保険料率	法定外繰入の解消	赤字解消計画を策定し、保険料の急激な上昇を避けつつ、可能な限り短期間での解消を目指す	決算補填目的の法定外繰入は全額解消	平成30年度予算で決算補填目的の法定外繰入は全額解消	法定外繰入を行わないよう財政運営を行う	法定外繰入の解消	
	基金の運用	基金からの繰入については赤字とみなさないが、その持続性に留意することが必要	必要と見込まれる一定程度の基金を保有する	保険料収入額の減少を要因とした赤字の補填など、安定的な財政運営を行うため、必要と見込まれる一定程度の基金を保有する	左のとおり	基金の運用	
	保険料賦課割合（保険料水準の統一）	平成4年度の保険料制度導入時に、多数世帯の負担緩和に配慮して設定した、所得割：均等割：平等割＝50：30：20としている（政令基準は50：35：15）	納付金算定が賦課三方式（所得割と均等割、平等割を加えたもの）の合算額で保険料を算定）の要素のみとなり、激変緩和期間終了時に全道で配分基準が統一されることを目指す	保険料水準の統一に向け、激変緩和期間終了後の平成36年度に標準保険料率の賦課割合と同率となるよう、段階的に見直す	平成30年度は激変緩和のため従前と同様（所得割：均等割：平等割＝50：30：20）に据え置き	平成31年度では、所得割：均等割：平等割＝50：31：19に見直し	保険料賦課割合（保険料水準の統一）
	保険料減免	平成16年度分保険料から災害等にかかると減免に加え、低所得者に対する減免などを含む、現在の保険料減免の制度として運用	現在の市町村における運用に十分配慮しながら、市町村間で運用面の差が多い事業休廃止等減免を中心に、事務の標準化を進める	今後、北海道が定める標準例等を参考に、激変緩和期間を設けつつ、標準例に則した基準への見直しを検討	標準例の提示が先送りされたため現行の基準を継続	平成31年12月に提示予定の標準例に則した基準への見直しを検討	保険料減免
事務処理・基準の統一	収納率向上対策（滞納処分短期証・資格書交付）	収納率が低い市町村の収納率向上に資するよう、収納率向上に積極的に取り組んでいる市町村の事例などを参考に、収納事務の標準化を進める	今後示される見込みの道の標準例や先進市町村の事例等を参考に、徴収担当職員の実務的なマニュアルの作成、短期被保険者証交付基準等の整理を行い、収納率向上を図る	平成30年12月に派遣を受けた収納率向上アドバイザーの指摘などを踏まえ、収納対策のあり方や基準の見直しを図る	左のとおり	収納率向上対策（滞納処分短期証・資格書交付）	
	葬祭費	全道で支給額を30,000円/件に統一	全道で統一した支給額とする	平成30年4月1日以降に葬祭を執行した場合、30,000円/件を支給	左のとおり	葬祭費	
	一部負担金減免	資産要件など国基準より対象者を限定する一方、対象医療費は国基準の入院に加え外来も対象としている	国の通知の趣旨を踏まえながら、当該通知で必ずしも明らかでない部分を含め、運用面での標準化を進める。	今後示される予定の標準例に合わせる方向で検討	標準例の提示が先送りされたため現行の基準を継続	平成31年12月に提示予定の標準例に則した基準への見直しを検討	一部負担金減免
	高額療養費支給申請勸奨	支給見込額が1万円以上の者に対し申請勸奨を実施 ※各市町村が独自の基準で勸奨を実施	金額の多寡にかかわらず全ての市町村で可能な限り早期に申請勸奨実施を目指す ※70歳以上の者のみで構成される世帯に對する手続きの簡略化も検討	道内主要都市の状況を踏まえ、1,000円以上支給が見込まれるものに対し勸奨を実施	平成30年8月診療分から1,000円以上支給が見込まれる者に対し勸奨を実施	左のとおり	高額療養費支給申請勸奨
事務処理システム	パッケージシステムを利用した帯広市の基幹システムの一機能として、国保の事務処理システムを構築し運用	国が無償で提供し、北海道がクラウド環境を構築する事務処理標準システムの利用を通じ、システムの統一により事務処理手法・基準の統一を図る	電算処理費用の抑制やシステム運用に係る労力の低減、事務処理の標準化を目指すし、平成32年度を目処に北海道クラウドへ参加	北海道クラウドへの参加に向けた、市の基幹システムとのFit&Gapの整理	北海道クラウドへの参加のため、市の基幹システムとの連携機能の構築及びデータ移行を実施	事務処理システム	